

IV 福祉相談 Q & A



福祉相談を受けるにあたって

福祉相談を受けるにあたっては、まず、相談者の話をよく聴き、相談者が抱える問題が何であるのかについてきちんと理解することが大切です。相談者を尊重し、批判・非難をせず、相談者の立場に共感し受容する。問題の核心が何であるかをつかむことが大切になってきます。

話を聴く中で、専門家に繋ぐ必要があるのか、情報提供をするだけでよいのか、その場合も単独の情報でよいのか他の情報を加えて伝えた方がよいのかなどを判断していきます。制度・サービス利用を検討する以前に相談者自身の考え方等を改めた方が良い場合もあり、また思いを聞いて欲しいだけという場合もあります。

課題が明確になったら、相談者自身の自発性を引き出し、自主的に問題解決できるよう援助していく必要があります。心理学者カール・ロジャースは「人間は本来条件を整えば、自己実現（成長）する能力を持っている」と言っています。相談を受ける者（相談員）が問題を解決するのではなく、相談者の自主性・自発性を引き出し解決能力を高めることを考えます。

また相談員は、一定の価値観に左右されたり私的感情に流されてはいけません。自己満足な相談援助に陥らないよう、相談員自身の性格的傾向を理解するなど自己覚知することが大切です。また相談援助では相互の信頼関係が基礎となるため、相談を通じて知り得た情報は秘密を厳守しなければなりません。

相談者は悩みを持ち不安を抱きながら相談していることを理解し、相手のためではなく共に歩む姿勢で接することが大切です。お互いの違いを認め、相談員の色に染めようとせず、相手の色をそのまま受け入れ温かなまなざしで援助していくことが相談者にとって大きなエネルギーとなり問題解決へと繋がっていきます。相談者に寄り添って支援していく姿勢が何よりも大切です。



※こちらに掲載したQ & A はあくまでも相談対応の一例です。相談者の状況等に応じて対応は異なることをご理解いただき、福祉相談にご利用下さい。

1. 認知症のある人の介護について教えてください。

Q

認知症の母親を介護しています。母親の為を思い隣近所には知られないように頑張ってきましたが、疲れ果ててしまいました。

A

お母様の介護お疲れ様です。

認知症は家族や社会の援助がなければ、介護を続けるのは困難だと思われま。一人で悩むことは介護者自身にとっても認知症の人にとっても辛いことです。

まだまだ理解されないところもありますが、認知症を正しく理解し、社会資源等の利用もし、お互いが気持ちよく生活できたらと思います。

認知症の様々な症状からの行動に困惑したり対応の仕方に苦慮されたこともあることと思います。介護の在り方は人それぞれですが、同じ悩みを抱えている人はたくさんいます。認知症の人を抱える介護者がお互いに話し合い、耳を傾けあう場として認知症の人と家族の会（41ページ）があります。集いなどに参加されるのも良いと思います。

お住いの地域包括支援センター（94～96ページ）には高齢者の社会資源の情報があるとともに相談機関にもなっております。

無理をなさらないで、お母様と気持ちよく過ごされることを願っております。

2. 高齢者の福祉サービスについて教えてください。

Q

父親が一人で生活をしています。長男である私は仕事の都合で県外に住んでいて、すぐに実家には戻れません。現在は元気で、友人もおり、生活を楽しんでいますが、一人での生活が困難になったときが心配です。どのような制度があるか知っておきたいと思います。

A

お父様が生活を楽しんでおられること良かったです。お父様の一人での生活が困難になったときも、ご本人の意思と生活が尊重され、ホームヘルプサービス・デイサービスなどの福祉サービスを利用しつつ、住み慣れた地域での生活が続けられるような支援体制があります。これらの利用や介護保険制度、高齢者サービスの情報については、お父様がお住いの市町村高齢福祉担当課（87～88ページ）や地域包括支援センター（94～96ページ）で得ることができます。

3. 障害者虐待防止法について教えてください。

Q

今度、障害者が守られる法律が出来たと聞きました。どのような法律ですか。

A

障害のある人が安心して暮らせる社会になるために、障害がある人への虐待に対して法的に措置を取ることができる「障害者虐待防止法」が平成24年10月より施行になりました。

障害のある人に対する虐待は5種類に分類されています。

- ・身体的虐待 殴ったり、蹴ったり、熱いものや辛いものを無理に食べさせたりすること。
- ・性的虐待 性的暴力、性的行為の強要、ポルノ雑誌や映像を無理に見せたり出演させること。
- ・心理的虐待 侮辱する言葉を浴びせたり、怒鳴る、ののしる、差別的な扱いをして自尊心を傷つけること。
- ・ネグレクト 食事を与えない、必要な治療や衛生管理をしないこと。
- ・経済的虐待 給料を規程どおり支払わない、障害年金を渡さない、預貯金を本人の意思に反して使うこと。

上記のようなことが虐待とされています。またこのような虐待を発見した人は通報する義務があり、各市町村障害者虐待防止センター（87～88ページ）に通報することになります。通報者の秘密は守られます。

障害のある方もない方も、みんな安心して暮らせる社会になりたいですね。

4. 療育手帳について教えてください。

Q

私の娘は36歳になり、少し知的な遅れがあります。
私も高齢になり、娘の将来を考えると心配です。

A

娘さんの将来を考えられたのは、お母さんにとっても娘さんにとっても生活が広がることと思います

知的に障害があり日常生活や社会生活において制約がある方に、いろいろな支援を受けやすいように、療育手帳が交付されています。この手帳を受けると税金の控除や公共料金の減免などいろいろな支援が受けられます。娘さんの申請の相談は市町村(87～88ページ)または茨城県福祉相談センター(49ページ)になります。

5. 精神障害のある人の就職について教えてください。

Q

精神に障害があり通院治療を受けています。障害のことを話すと就職できないので、隠して働いていましたが、集中力が続かなかつたり薬の影響で眠くなったりし、長続きしません。どうしたらよいでしょうか。

A

働くことについて、主治医にはご相談はされたでしょうか。

長く続けるためにも、どのような仕事を、どのぐらいの時間できるのか、主治医と相談することはとても大切なことです。

茨城障害者職業センター（55ページ）では、障害がある方への就職相談・就労援助を専門に行っています。ご本人の希望をふまえ職業能力などを評価し、就職や職場定着のために必要な支援を行っています。

また障害者就業・生活支援センター（107ページ）では就業支援担当者と生活支援担当者が就職と就業生活の継続に向けた支援をおこなっています。職場に働きかけ、障害に関する理解を深めてもらうようなサポートも行っています。現在県内に9ヶ所あります。ハローワーク（104ページ）でも就職に関する相談に応じています。障害のある方の雇用を考えている事業者に対する支援も行っています。

主治医に相談をしながら、専門機関を利用することで、病気や障害に対する職場での理解が得やすくなり、ご本人の負担や不安が軽減され、長く働けることにつながるのではないのでしょうか。大変かと思いますが、ご自分を大切にしながらあきらめずに就職活動を続けて下さい。

6. 車いすマークの駐車スペースについて教えてください。

Q

現在、妊娠8ヶ月になります。ショッピングセンターなどに車いすマークの駐車スペースがありますが、私が利用してもよいのでしょうか。人の目が気になります。

A

茨城県では平成23年10月1日から「いばらき身障者等用駐車場利用証制度」がスタートしました。ショッピングセンターや公共施設などにある身障者等用駐車場を本当に必要としている方が利用しやすい環境を整備するため、障害者、高齢者、難病患者、妊産婦の方などに対して当該駐車場の利用証を発行する制度です。妊産婦の方は妊娠7ヶ月から産後6ヶ月までが該当します。必要な方が利用しやすいように利用証を発行していますのでお住まいの市町村の担当窓口（87～88ページ）にお問い合わせください。

7. 知的障害のある人の生活支援について教えてください。

Q

家族のいない、知的に障がいのある姪を、私の父親がお金の管理など生活全般の面倒をみてきましたが、父親が他界し面倒がみられなくなりました。従妹である私は父親の代わりに援助することができません。何か良い方法はないでしょうか。

A

社会福祉協議会が実施している、「日常生活自立支援事業」はいかがでしょう。

福祉サービスの利用、お金の出し入れ、日常生活に必要な事務手続き、通帳や証書保管などの手伝いをしてくれます。

日常生活自立支援事業は、本人との契約によりサービスが提供されるため、契約内容がある程度理解できる能力が必要になります。

判断能力が低下して契約が結べない状況の場合は、成年後見制度により後見人等を選任して、後見人等と社会福祉協議会の契約により利用することができます。

まずは従妹さんのお住いの市町村にある社会福祉協議会（97～99ページ）へのご相談をおすすめいたします。

また、従妹さんの日常はどのような生活をされているのでしょうか。従妹さんの住所地の障害福祉課（87～88ページ）には障害のある人のための相談を受けることができます。従妹さんの状況にあった社会資源の利用なども考えてみることもできます。その為の手帳の申請等もあります。親族に援助していただくと共に、地域とつながり社会全体で援助していくことも従妹さんのためにも良いかと思われれます。

8. 子どもの相談機関について教えてください。

Q

子どもが進級してからなんだか元気がありません。以前より笑顔が少なく、いじめられているのではないかと思うと心配です。どこに相談すれば良いでしょうか。

A

お子さんのSOSのサインかもしれないと思うと心配ですね。まずは学校に相談されるのが良いと思います。

また、その他の相談窓口として、児童相談所（108ページ）や県教育研修センターの「子どもの教育相談」（60ページ）、茨城県水戸生涯学習センターの「教育・子育て電話相談」（61ページ）などがあります。

また、子ども専用の相談窓口として「子どもホットライン」（61ページ）がありますので、一人で悩まずに相談されてみてはいかがでしょうか。

9. 緊急・一時保育について教えてください。

Q

不幸があり、姑に3歳になる子供を看てもらうことになっていましたが、姑も都合が悪くなってしまい看てもらえなくなり困っています。子供を預かってくれるところはないでしょうか。

A

このような場合に緊急・一時保育があります。お住いの市町村児童福祉担当（87～88ページ）に問い合わせいただくと、該当の保育所を案内していただけます。その他にも安心してお子さんを預けられる様、いろいろな支援が用意されています。

また、地域では様々な子育て支援活動を行っていますので、日頃から情報を集めておくと、いざと言うときに、お母様もお子様も安心していただけたと思います。たとえば地域子育て支援センターは保育所で地域の子育て家庭を対象に子育て支援を行っています。子育て広場は育児・健康相談を行うと共に親子同士の交流を支援しています。お母さんが研修に出たいと思うときに研修の間預かってくれる地域での子育てを応援している団体などの情報が得ることができると思います。

10. 里親について教えてください。

Q

事情があって子どもが出来ません。夫婦とも子どもが大好きで話し合いをして里親になることを決めました。どのようにすれば里親になれますか。

A

ご夫婦で話し合い里親を希望されることを嬉しく思います。

家庭に恵まれない子供たちにとって、温かい愛情と家庭的な雰囲気の中で生活できることは、調和の取れた発育のためにとっても大事になります。

里親になるために特別な資格は求められませんが、里親とその家族が子どもの養育について理解し、熱意・愛情を持っていること、心身ともに健全で家庭生活を営んでいること、経済的に困窮していないことなどいくつかの要件があります。

申し込みの方法は「里親認定申請書」を各児童相談所または各福祉事務所に提出し、児童相談所の家庭調査の後、県が社会福祉審議会の意見を聞いて適当と認めた方を茨城県知事が里親と認定した上で登録するようになっています。

その後、児童相談所から養育の依頼があった場合養育ができることとなります。

里親として登録された方がお互いに意見を交換したり、研修したりするための自主的な組織として里親会があります。

詳細についての相談は児童相談所（108ページ）になります。

子どもは可愛いのですが、育てるのにはいろいろな苦勞もあります。家庭に恵まれない子ども達の良き理解者となってください。

1 1. 児童虐待について教えてください。

Q

近所でいつも子どもが火のついたように泣いている声が聞こえ、気になっているお宅があります。付き合いのある家ではないので、様子が分かりません。虐待だったらと思い心配です。

A

泣き声に気づいて良かったと思います。

本来、子どもを守るべき保護者が子どもの身体や心を痛めつけてしまうことが、深刻な問題になっています。親や養育者が子どもに危害を加えたり、不適切な育て方をすることを児童虐待といい法律で禁止されています。

通告は法律で義務として定められています。虐待を発見したり虐待かなと判断がつかない場合でも児童相談所（108ページ）や福祉事務所（89ページ）へ通告する義務があります。通告して児童相談所が調査した結果、虐待の事実が認められなかったとしても、通告した方が責任を問われたり、処罰されることはありません。児童虐待の確信が無いからと見過ごしてしまうほうが後に大事にいたることも考えられます。

通告は住所や名前を告げなくてもかまいません。匿名で行うことが可能です。通告を受けた児童相談所はこの通告をしたものを特定させるものは漏らしてはならないと規定されていますので通告者や通告内容が漏れることは無く秘密が守られます。

確かな証拠がなく、間違っているかも知れないといった状態でも、通告することは子どもを守り、その親や家族も守ることになります。

12. 母子家庭のお母さんへの就労支援について教えてください。

Q

現在、3歳と5歳の子どもがいますが、母子家庭となってしまいました。児童扶養手当は受けられました。子どものことも気にかかりますが、働かなければなりません。何か支援制度はありますか。

A

児童扶養手当受給者の方が就職や転職にあたり、母子自立支援プログラム策定員が個別の状況に応じて就労に向けた計画を策定し、必要に応じハローワーク等との連携をとりながら自立の援助をする事業「母子自立支援プログラム策定事業」があります。詳細の問い合わせ先は各県民センター・福祉相談センター（90ページ）になります。

自ら就職に結びつくような技能知識・資格を取得しようとするときに給付金が支給される「母子家庭自立支援給付事業」を利用する場合は就学前に母子自立支援員へ事前相談が必要です。「準備講習付き職業訓練」はパソコンの基礎から応用までの操作方法を習得する3ヶ月間の訓練とビジネスマナー講習5日間が組み合わされており、ハローワーク（104ページ）、県立産業技術専門学校（下記参照）が問い合わせ先になります。「トライアル雇用制度」は常用雇用への移行を前提に一定期間、試行雇用を行い、適正・能力等について求人事業主との相互理解を深め、安定的な就業の場の確保を図っており、問い合わせはハローワークになります。

以上の制度は母子家庭のお母さんが対象になります。実際にどのようなものか相談して利用してみたいかどうかでしょうか。ハローワークのマザーズサロンコーナーも子育てしながら就職を希望している方に職業相談が行われています。

お子さんも気になると思いますが、お子さんも3歳と5歳とのことですので保育所も楽しい場所となるのではないかと思います。

【問い合わせ】

併設水戸産業技術専門学校	電話番号	029-269-2160
日立産業技術専門学校	電話番号	0294-35-6449
鹿島産業技術専門学校	電話番号	0299-69-1171
土浦産業技術専門学校	電話番号	029-841-3551
筑西産業技術専門学校	電話番号	0296-25-1714
三和産業技術専門学校	電話番号	0280-76-0049

13. 通院付き添いボランティアについて教えてください。

Q

リュウマチの治療のため、月2回通院している小学生の息子がいます。私は父子家庭で、最近は仕事が忙しく休みを取ることが難しくなってきました。親族も近くにおらず困っています。有料でもかまいません。ボランティアなどで通院の付き添いをしてくれる人はいませんか。

A

お父さん一人でお仕事と病院の付き添いの両立することは大変でしたね。

いくつかボランティア団体や組織があるのでご案内します。

社会福祉協議会のボランティアセンター（97～99ページ）ではボランティアに関する相談や支援、情報提供をしています。

NPO法人ナルク（電話番号029-233-7696）はボランティアをしたい方、ボランティアを利用したい方がお互いに会員になり、会員同士が助け合う全国組織の「時間預託」ボランティア団体です。その他にもコープ助け合いの会（電話番号0120-55-1525）、ファミリーサポートセンター（87～88ページ）、各大学の学生ボランティアなどがあります。

無償のボランティアと有償のボランティアがありますが、どちらの場合もボランティア活動を引き受けてくれる人がいない場合は対応できなくなってしまいます。対応できるかどうかも含めて詳細については直接お問い合わせいただくようお願いします。お父さん、息子さんが安心してお願いできる場所が見つかるとうれしいですね。

14. 児童扶養手当について教えてください。

Q

妻と離婚したため、子どもと暮らすことになりました。収入が少ないのですが、児童手当以外に受け取れる手当はありますか。

A

お子さんの面倒を見ながら生活を安定させるのは大変なことと思います。児童扶養手当は受給されているでしょうか。

児童扶養手当とは、父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。ひとり親家庭の自立を支援するため、平成22年8月1日から父子家庭にも児童扶養手当が支給されることになりました。

父母が婚姻を解消した子ども、母が死亡した子ども、母が一定程度の障害の状態にある子ども、母の生死が明らかでない子ども、その他のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されることとなっています。

児童扶養手当を受給するためには、市町村へ申請（認定請求）が必要です。要件や所得制限がありますので、詳細についてはお住いの市町村（87～88ページ）へお問い合わせください。

15. 生活保護の調査票について教えてください。

Q

音信不通だった息子が、生活保護の申請をしたとの調査票が届きました。

どのようなことでしょうか。

A

息子さんの消息が分かり、安堵の気持ちと生活保護申請の知らせで心配なお気持ちをお察しいたします。

生活保護は、病気や失業など、何らかの原因で生活困窮に陥り自らの力では生活が維持できない人々に対して、国の責任において健康で文化的な最低限度の生活を保証すると共に併せて、その自立を助長することを目的とする制度です。国民の生存権を保証する最後の拠り所になります。

生活保護には3つの基本原理があります。無差別平等・最低生活の保障・補足制があり原理に基づいて保護が行われます。

今回、調査票が届いたのは補足制の原理に関わります。扶養義務者の援助を受けてもなおかつ生活が困る場合に保護されます。援助については、扶養義務者の生活をおかしてまでの援助は強制されていません。

息子さんも頑張った末の事と思われれます。ご両親の気持ちが息子さんに伝わり経済的、精神的両面から援助ができたなら、息子さんにも勇気が湧くのではないのでしょうか。経済的援助についてはご自分の生活も十分考慮していただき検討をしてください。これを機にご家族がもう一度結びつけることを願っております。

16. 借金の返済方法について教えてください。

Q

私の両親は離婚していますが、久しく音信の無かった父親から「借金の返済に追われて困っている。お金を都合して欲しい。」と連絡がありました。私も自分の家族の生活が精一杯で、援助できる状態ではありません。数社の消費者金融から借金しており借金返済の為の借り入れをしたようにも思え、返せる状態とも思えず困っています。

A

久しぶりのお父様からの連絡が、喜べる内容ではなく残念です。

お父様が返せる状態ではないと思ったのであれば、一時的に娘さんが無理をして都合を付けたとしても継続も、解決も困難なように思われます。

借金を整理するにはいくつかの方法がありますが、お父様の借金の金額や借り入期間、返済能力によって手続きが変わってきます。どのような手続きがあるのか分からない場合は、消費生活センター（110～111ページ）や法テラス（67ページ）で案内していますので、まずは手続き方法を聞いてみてはいかがでしょうか。必要な方には弁護士や司法書士など専門家への相談を仲介しています。また県（66ページ）や市町村（87～88ページ）でも無料法律相談を行っています。

これ以上債務を増やさないためにもお父様に専門機関へ相談することをおすすめしてはいかがでしょうか。

17. 養育費について教えてください。

Q

私は去年離婚し、子どもが一人います。

夫とは離婚が成立していますが、何の取り決めもせず別れてしまいました。

離婚しても子どもの父親には変わらないので、養育費をもらいたいと思って電話をしても、私からの電話には出てくれない状態で話し合いができません。どうしたらよいのでしょうか。

A

離婚に至るまではいろいろなことがあり、本当に大変だったでしょう。

家庭裁判所の家事調停をご存知でしょうか。調停は元旦那さんの住所地の家庭裁判所に申し立てをして、養育費の支払いを求めることができる手続きです。養育費がどのくらいかかっているか、収入がどれくらいあるのかなどの事情を二人から聞き、解決案を提示したり必要な助言を得ながら進められていきます。手続きも費用も比較的少額です。

話がまとまらず、調停が不成立になった場合には家事審判官（裁判官）が事情を考慮して審判することになります。

詳しい手続きについては家庭裁判所（67ページ）で案内してもらえますのでお問い合わせください。

また、調停を利用せず二人の間で話がまとまった場合、公正証書として作成しておくのと万一約束が守られなかった場合に有効です。費用や詳しい手続きについてはお近くの公証役場（68ページ）にお問い合わせください。

18. てんかんのある息子の就労について教えてください。

Q

42歳になる子どもにはてんかんがあります。会社勤めをし、結婚して二人の子どもにも恵まれ穏やかに生活していましたが、会社でてんかんの発作を起こし退職しました。

私の家は自営業のため、会社を辞めてから家の手伝いをしていましたが、この頃は発作が頻繁になり、運転（ダンプ）が心配になりました。てんかんの発作は大きい発作はないので、一ヶ月に一度薬をもらっているだけです。今は自営も景気が良くないのでどのようなのが良いか考えてしまいます。

A

息子さんの状態が心配ですね。

お話を伺って、車の運転を控えていただいて、病院受診をしていただくのが先決のように思います。主治医に今お話いただいた息子さんの状況を話していただくのが大事に思います。息子さんの状況により主治医が診断してくれると思います。

息子さんの奥様にも加わっていただき、受診をお勧めいたします。今はお孫さんたちのためにも、頻繁になってしまった発作のことを大事にされるのが良いと思いますがいかがでしょうか。

息子さんの発作が改善されてから、仕事については考えられると良いかと思います。そのときには就職の相談機関などご案内できると思います。

お大事にしてください。

19. 難病の治療費について教えてください。

Q

妻は難病のリウマチを発症しました。県内の病院に受診して、一生治らない病気だと言われました。知り合いに東京に良いところがあると聞き受診しました。そこの医師は必ず治ると言ってくれ確かに良くなっています。その診療は保険外のため治療費が全額自己負担で1回約1万円になります。その他交通費等を含めると月に約10万円かかってしまいます。私は派遣社員で就労日数が減らされて収入が減っており、治療費が足りません。生活福祉資金の療養費を利用したいと申し出ましたが、保険外診療は利用できませんでした。何か方法はないでしょうか。

A

ご心配です。

金銭面での支援事業を確認しましたが残念ながらありませんでした。他の方法を一緒に考えられたらと思います。

お互いの両親や兄弟に事情を話して援助してもらうことは考えられましたでしょうか。このようなときに助け合えるのが身内だと思われるので遠慮しないで相談するのも良いのではないのでしょうか。

援助の方法も金銭面だけでなく、送迎なら出来ると言ってくれる身内がいれば、ご主人様は仕事を休まないで仕事に行くことができます。迷惑と考えずをお願いするのも良いと思います。品物での援助も考えられます。奥様も一緒に生活の見直しをし治療費に回せないか考えてみてはいかがでしょうか。

今は何とか奥様の治療が受けられるよう身内の方とも一緒に知恵を出し合って協力していただいで欲しいと思います。

ご主人様も奥様も精神的につかれてしまうこともあると思います。県難病相談支援センター・県難病団体連絡協議会（52ページ）は難病の方の相談を受けております、お気持ちを理解していただけるとと思います。

20. いばらき出会いサポートセンターについて教えてください。

Q

子どもが30歳代になりますが、独身です。どんなときも一緒に支えあえるようなパートナーにめぐり会ってほしいというのが親の願いです。この先も結婚できないのではないかと心配です。

A

未婚のお子さんのことが心配な気持ち、お察しします。

茨城県では、少子化の大きな要因の一つである若者の未婚化・晩婚化対策として「いばらき出会いサポートセンター」を設置し、結婚を希望する独身男女に相談及びふれあいの機会を提供しています。若者対象の交流イベントやふれあいパーティ、未婚の子を持つ親御さん等を対象にしたセミナーを開催していますので、お子さんの気持ちを確認した上で、参加されてみてはいかがでしょうか。センターは県内5ヶ所に設置されていますので、詳しくはお近くのいばらき出会いサポートセンター（77ページ）にお問い合わせください。

21. 家庭介護の勉強について教えてください。

Q

現在、私と両親3人で生活しています。介護が必要になっても家族一緒に生活するのが家族の希望です。ゆとりのあるときに家庭介護の勉強をしておきたいと思います。どのようなところで勉強ができますか。

A

介護が必要になっても家族一緒に生活できるのは嬉しいですね。

介護の勉強をすることで、介護する側もされる側もお互いに負担が軽減されます。

さて、家庭介護の勉強ですが、茨城県介護保険室（電話番号029-301-3332）で地域介護ヘルパー研修を、茨城県介護実習・普及センター（39ページ）では家族介護の研修を、また市町村（87～88ページ）では地域独自の介護教室が開かれたりしています。（市町村地域包括支援センター（94～96ページ）・在宅介護支援センター）

勉強後は施設へのボランティア等を通して実際に関することで更に勉強になると思います。

介護は家族だけでと考え頑張り過ぎると負担が大きくなります。お互いが心身ともにゆとりを持って生活して行く為に地域の介護サービスの情報等（市町村高齢福祉担当課）も得ていただき、家で生活しながら状況に合わせて社会資源等の利用もしてください。

22. 福祉の職場について教えてください。

Q

正社員として働いていましたが、同僚と折り合いが合わず顔を見るのも嫌になり会社を辞めてしまいました。現在はやむを得なく失業給付を受給しながら就職活動をしています。今になって自分の選択が甘かったことを悔やんでいます。

福祉の求人が気になりました。福祉の職場とはどんなところなのでしょうか

A

悔いの残る選択になってしまったことは残念です。

福祉の職場は、関わる対象により大きくは児童・障害者・高齢者に分けられます。

児童の施設には乳児院・保育所・児童養護施設・障害のある児童の施設等、障害者では障害福祉サービス事業・居住系事業・障害者支援施設、高齢者施設には特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・有料老人ホームなどがあります。勤務体系は入所施設になりますと365日24時間の形態で支援が行われます。希望する職種により資格要件があります。保育士・児童指導員任用資格・介護福祉士・社会福祉士・社会福祉主事任用資格・介護支援専門員など他にも資格はあります。

福祉の職場がどのようなところであるかは、見学するのが分かりやすいと思います。また現実に働いている人に話を聞くのも良いと思います。

茨城県内の福祉施設が茨城県保健福祉部厚生総務課ホームページ（下記参照）内の保健医療福祉施設等一覧で見ることができます。

また、就職を考える時は、茨城県福祉人材センター（42ページ）で求人情報を得たり、相談をすることができます。

就職活動はタイミング等もあります。根気欲続けて希望の職場に就職できることを願っております。

【茨城県保健福祉部厚生総務課のホームページURL】

(<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/koso/download/20120401welfare.html>)

23. 福祉の資格について教えてください。

Q

福祉の職場で働きたいと思っておりますが何の資格も持っていません。どのような資格があると働けますか。

A

福祉の職場で働くことを希望しているのですね。

福祉分野の資格は、施設の種類・職種により求められる資格が異なってきます。

子ども対象の施設では保育士・幼稚園教諭・児童指導員任用資格等、障がいのある方や高齢者が対象の施設では、介護にはヘルパー2級・介護福祉士等、相談支援には社会福祉主事任用資格・社会福祉士・精神保健福祉士・介護支援専門員等、看護職には看護師・准看護師、リハビリには理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・視能訓練士等、調理には栄養士・管理栄養士・調理師等の資格が求められています。このほかにも資格はあります。

24. 介護福祉士の国家資格について教えてください。

Q

実務経験を積んで介護福祉士の国家資格を取得したいと思っています。受験資格取得方法が変わると聞きましたどのように変わるのですか？

A

現場と平行しての勉強は仕事にも試験勉強にも良い影響を与えてくれることと思います。

実務経験を有する者にかかる受験資格について、従前は「3年以上介護等の実務に従事した者」となっていますが、改正後は、「3年以上介護の業務に従事した者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において、6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者」に改められ、平成24年4月1日から施行され、平成25年1月の国家試験から適用される予定でしたが、介護福祉士の資格取得法の見直しについては3年間延期されました。平成24年度から27年度まで延期されましたので、平成28年1月予定の国家試験から適用されます。相談者の場合は平成27年の1月までに3年が満たされれば受験資格が認められることになります。

試験の申し込み先、問い合わせは(財)社会福祉振興・試験センター試験室(30ページ)となります。

25. 断酒の方法について教えてください。

Q

父親が酒を飲むのを止めないで困っています。専門機関に相談しましたが本人が治そうと思わなければどうにもならないと言われました。母親も疲れてしまっています。

A

お父様がお酒を止められないことで、ご家族も一緒に苦しめられていることと思います。お父様にはお父様の理由があったのですが、依存的になってしまうと本人の力ではどうにもならないと聞きます。お父様が気づいて受診してもらえるのが良いのですが、先にお母様の疲れを取ることを考えてみるのはいかがでしょうか。お母様も家族のことを考え、ご自分も責めたりされていることと思います。茨城県断酒友の会（電話番号029-254-1859）では、ご家族や本人が自主的に集会を開き、経験を話したり聞いたりしながら、断酒を続けていく会です。ご家族が参加することで、お母様も辛さを話したり聞いたりすることで、お父様の受診のきっかけを見つけたりできるのではないかと思います。

お母さんと息子さんと参加してはいかがでしょうか。

茨城県には他にも NPO 茨城県断酒つくばね会（電話番号0297-39-2138）・茨城県県北断酒目覚めの会（電話番号0293-23-6874）があります。